

# 加賀市新商品開発助成事業実施要領

平成17年10月 1 日

改正

平成20年4月1日

平成23年4月1日

平成24年3月23日

平成25年4月1日

平成30年4月1日

令和3年4月1日

令和6年4月1日

令和7年4月1日

## (趣旨)

第1条 この要領は、新商品開発、新技術開発等を行う市内中小企業者等に対して必要な助成を行い創造的企業の育成を促すことにより、本市産業の活性化を図ることを目的とするため、加賀市商工振興事業費補助金等交付要綱（平成17年加賀市告示第78号）に基づいて行う補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

### (1) 新商品開発

補助金の交付対象となる年度（以下「当該年度」という。）中に実施される予定の商品やサービス等の開発又は既存の商品やサービス等の高度改良であって、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

ア 従来品と比較して地域性又は独創性に富む商品・技術・サービスであること

イ 新市場を開拓するための商品・技術・サービスであること

ウ 産学連携の取組による商品・技術・サービスであること

エ 既に製品化された新商品の事業化行動（販売を始めて3年以内）

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が特に認めるもの

### (2) 中小企業者等

常用雇用の従業員がおおむね50人未満の者であって、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に定めるもの

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会

ウ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に規定する協業組合

エ 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

オ 商工業及び観光等の振興のため規約等を定め組織されている団体

カ アからオまでのいずれかに該当する者を2者以上含む連携体

(3) 産学連携

大学等研究機関（学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学又はその他市長が特に認めるもの。（以下「大学等」という。））等と契約し、産学共同で新製品・新技術、製造・生産方法などに関する研究開発を行うことをいう。ただし、設備の利用や学生の協力等簡易な取組のみである場合を除く。

(4) 伝統的工芸品

九谷焼及び山中漆器をいう。

（補助対象者）

第3条 補助の対象となる者は、市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者等で市税等の滞納がないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、補助対象者から除くものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者

(2) 政治団体、若しくは宗教団体

(3) 暴力団、暴力団員その他反社会的勢力及びそれらと関係のある者

(4) その他本補助金の交付対象として適切でないと市長が判断する者

（補助対象経費）

第4条 新商品開発の際に必要な費用で、次に掲げるもの

(1) 試作品開発費・試験研究費

ア 原材料費、機械装置費、外注加工費、構築物費、工具・機器費、知的所有権導入費、デザイン費その他の経費（ソフトウェア開発に要する直接人件費等）

イ 開発に係るコンサルティングの費用（技術指導などの費用）

(2) 販売促進費

ア 販売に係るコンサルティング等の費用

イ 販売宣伝費

ウ 販売に係る電子商取引のシステム構築費

(3) 大学等へ支払う経費

ア 産学共同研究開発等の契約に基づき大学等に支払う経費

イ 前号の契約に基づき、大学等において開発に専念する従業員の人件費

（新商品の区分）

第5条 本事業において募集する新商品の区分は、加工食品、伝統的工芸品及び一般製品等（加工食品及び伝統的工芸品以外の商品・技術・サービスをいう。）の3部門とする。

（補助率及び限度額）

第6条 補助金の額は、第4条第1号から第2号までに掲げる補助対象経費の2分の1以内とし、50万円を限度とする。ただし、第4条第2号に掲げる販売促進費に係る補助金の額は、10万円を限度とする。

2 産学連携により新商品開発を行う場合にあっては、前項に規定する補助金の額に第4条第3号に掲げる大学等へ支払う経費の2分の1以内の額を、10万円を限度として加算する。

3 開発した新商品を本市に対する地方税法(昭和25年法律第226号)第37条の2及び第314条の7に規定する寄附に伴う金銭(以下「ふるさと納税」という。)に対する返礼品として加賀市ふるさと納税返礼品募集要領に基づき当該年度の3月31日までにふるさと納税担当課に登録の申し込みを行った場合は第1項及び前項による補助金の額の合計に10万円を加算する。

(補助金の交付の決定の一部取り消し及び返還)

第7条 前条第3項の規定によりふるさと納税返礼品への登録申し込みを行った場合において、当該登録申し込みを行った日の属する年度の翌年度の6月30日までに市が契約するふるさと納税のインターネットサイト等への登録を完了できなかった場合は、補助金の交付の決定のうち、ふるさと納税加算に該当する部分を取り消し、当該加算分を返還させることができる。ただし、市長が特段の事情があると認めるときはこの限りではない。

(委託)

第8条 市は、本事業の実施にあたり、事業者の募集、審査会運営の一部、事業者への支援等の必要な業務を加賀商工会議所に委託するものとする

(商品計画書)

第9条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める期間に、新商品開発計画書(別記様式)(以下「計画書」という。)を加賀商工会議所又は山中商工会(以下「特定商工業団体」という。)を経由し、市長に提出するものとする。

2 特定商工業団体は、申請者から計画書の提出を受けたときは、内容を確認し、必要に応じて提出書類について指導を行うものとする。

3 市長は、第1項の規定により提出された計画書を第三者委員等で構成される審査会(以下「審査会」という。)に諮るものとする。

4 市長は、審査会における結果を参考に助成対象者を決定し、その旨を対象者に通知するものとする。

(審査及び交付決定並びに額の確定)

第10条 前条第4項の規定により、通知を受けた助成対象者は、計画書に基づく補助金交付申請書等を補助事業に着手する14日前までに市長に提出するものとする。

(概算払い)

第11条 補助金の交付決定通知を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の一部を概算払(前払)として請求することができる。ただし、補助事業者が概算払請求できる金額は、交付決定を受けた額の50パーセント以内とする。

(実績報告)

第12条 補助金の交付決定通知を受けた補助事業者は、事業終了後、速やかに市長に対し実績報告書を提出するものとする。ただし、実績報告書の提出期限は、当該年度3月末日までとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日改正)

この要領は、公表の日から施行し、平成20年度分補助金から適用する。

附 則（平成23年4月1日改正）

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日改正）

この要領は、公表の日から施行し、平成24年度分補助金から適用する。

附 則（平成25年4月1日改正）

この要領は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度分補助金から適用する。

附 則（平成30年4月1日改正）

この要領は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分補助金から適用する。

附 則（令和3年4月1日改正）

この要領は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分補助金から適用する。

附 則（令和6年4月1日改正）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日改正）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。